

様

「短期入所生活介護」重要事項説明書

社会福祉法人実寿穂会
短期入所生活介護
エルダーみずほ

令和 6年 4月 1日 改正

「短期入所生活介護重要事項説明書」

当施設は介護保険の指定を受けています。
(長崎県指定第4270102009号)

当施設はご契約者に対して指定短期入所生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。緊急やむをえない場合は、介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

〔目次〕

1.施設経営法人	2
2.ご利用施設	2
3.居室の概要	3
4.職員の配置状況	3
5.当施設が提供するサービスと利用料金	4
6.事故発生時の対応について	8
7.施設を退所していただく場合（契約の終了について）	8
8.苦情の受付について	10

※重要事項説明書付属書類

※個人情報に関する事項（P15～P17）

※加算料金表・・・別添①

1.施設経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人 実寿穂会
(2)法人所在地 長崎県長崎市岩屋町 45 番 1 号
(3)電話番号 095-860-6320
(4)代表者氏名 理事長 福島 卓
(5)設立年月 昭和50年4月7日

2.ご利用施設

(1)施設の種類

指定短期入所生活介護事業所 平成12年8月1日指定 長崎県 42701020009

*当事業所は介護老人福祉施設エルダーみずほに併設されています。

(2)施設の目的

指定短期入所生活介護は、介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

(3)施設の名称

指定短期入所生活介護 エルダーみずほ

(4)施設の所在地

長崎県長崎市岩屋町 45 番 1 号

(5)電話番号

095-860-6322

(6)施設長氏名

福島 玉美

(7)当施設の運営方針

- ・ご本人、ご家族、スタッフとともに利用者主体のサービスを目指します。
- ・笑顔とおもてなしの心で楽しい時間を過ごしていただけるよう、安全を重視し、家庭的で暖かいサービスを提供します。
- ・地域社会の情報発信基地として開かれた施設を目指します。

(8)開設年月

平成12年8月1日

(9)入所定員

短期入所生活介護 10名（介護予防短期入所生活介護利用定員を含む）

3.居室の概要 ※介護老人福祉施設と一体のサービスを提供しています。

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、ご契約者やご家族等とご協議のうえ決定するものとします。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	14室	従来型個室
3人部屋	2室	多床室
4人部屋	10室	多床室
合計	26室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4.職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

*介護老人福祉施設と一体のサービスを提供しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名
2. 生活相談員	1名以上
3. 看護職員	3名以上
4. 介護職員	30名以上(3人に対し1名以上)
5. 医師	1名
6. 管理栄養士	1名以上

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1.医 師	毎週土曜日 14:00～17:00
2.介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 7:00～16:00 3名 日中 8:30～17:30 6名 夜間 17:00～ 9:00 3名
3.看 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 7:30～16:30 2名 遅出 9:30～18:30 1名
4.機能訓練指導員	8:00～17:00

※当施設では、看護職員が夜間等不在の場合でも連絡体制を定めて、必要に応じ協力医療機関との連携及び緊急の呼び出しに応じて出勤できる体制をとっています。

5.当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1)当施設が提供する介護保険給付サービス（契約書第5条参照）

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食:8:00～ 昼食:12:30～ 夕食:17:30～

※但し、入居者の生活リズムに合わせて提供していきます。

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑧入退所の際の送迎

・必要な場合、入退所の際の送迎を行います。

<通常の送迎実施区域>

通常の送迎の実施地域は、長崎市北部（岩屋町・虹ヶ丘町・エミメント葉山・北栄町・大宮町・横尾1～5丁目・滑石1～6丁目葉山1～2丁目・若竹町・柳谷町・西町・音無町・錦町・清水町・三芳町・江里町・城栄町・油木町・青山町・金堀町・小江原町・小江原ニュータウン・城山町・岩見町・泉町・赤迫1～3丁目・住吉町・昭和町・中里町・若葉町・千歳町・花丘町・家野町・文教町・石神町・辻町・大手町・三原町・扇町・本原町・大橋町・小峰町・本尾町・橋口町・岡町・上野町）時津町及び長与町

（小江原ニュータウン、城山台、梁川町、銭座町、坂本町、三原町より北部）長与町及び時津町とする。

<サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	7,261円	8,044円	8,888円	9,681円	10,475円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,535円	7,239円	8,000円	8,712円	9,427円
3. 自己負担額(1-2)	726円	805円	888円	969円	1,048円
4. 居室に係る自己負担額	0～1,171円(所得に応じて)				
5. 食事に係る自己負担額	300～1,445円(所得に応じて)				
6. 自己負担額合計	別紙料金表をご参照下さい。				

☆当施設の加算 ※別表①をご参照ください。

※介護保険負担割合2割・3割の方は、別紙参照下さい。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付し、その申請を援助します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載している負担限度額とします。

◇当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

■滞在費 (お部屋代・光熱水費など/日額)

■食費 (保険外費用/日額上限)

	個室 (円)	多床室 (円)
第1段階	320	0
第2段階	420	370
第3(1)段階	820	370
第3(2)段階	820	370
第4段階	1,171	855

	個室・多床室共に (円)
第1段階	300
第2段階	600
第3(1)段階	1,000
第3(2)段階	1,300
第4段階	1,445

※朝食 300円 昼食 (おやつ込) 625円 夕食 520円

■居住費 (滞在費)・食費の利用者負担段階の基礎となる所得について

第1段階とは

I : 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方。

II : 生活保護の方

第2段階とは

I : 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方。

第3段階①とは

I : 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方

第3段階②とは

I : 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円を超える方

第4段階とは

I：上記以外の方。(本人が市町村民税非課税でも、世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みます)

(2) 〈サービスの概要と利用料金〉

①理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり調髪2,000円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：i) 材料代等の実費を頂く場合があります

ii) クラブ活動

踊り、書道、おやつ作り(材料代等の実費を頂く場合があります)

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。1枚につき10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに指定金融機関振り込みにてお支払い下さい。なお、振替手続きも可能ですので必要な方はお申し出下さい。

(4)サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)また、この際の医療行為に関する費用はご契約者のご負担となります。

① エルダーみずほ嘱託医

医療機関の名称	藤瀬クリニック
所在地	長崎県長崎市住吉町3番1号 サン住吉ビル2階

② 協力医療機関

医療機関の名称	百合野病院
所在地	長崎県西彼杵郡時津町元村郷1155-2

診療科	内科、消化器科、循環器科、外科、整形外科、婦人科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科、肛門科、呼吸器科
-----	---

医療機関の名称	光晴会病院
所在地	長崎県長崎市葉山1丁目3番12号
診療科	心臓血管外科、循環器科、内科、外科、呼吸器科、神経内科、泌尿器科、リウマチ科、麻酔科、リハビリテーション科

医療機関の名称	長崎北徳洲会病院
所在地	長崎県西彼杵郡長与町北陽台1丁目5番1
診療科	内科、精神科、神経科、呼吸器科、胃腸科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、心療内科

③ 協力医療機関（歯科・皮膚科・耳鼻科）

医療機関の名称	松谷歯科医院
所在地	長崎県長崎市滑石3丁目6番5号

医療機関の名称	まつなが皮膚科
所在地	西彼杵郡長与町齊藤郷45-4

医療機関の名称	コムロ耳鼻咽喉科
所在地	長崎県長崎市大黒町11-18 MIYASHITAビル2階

6.事故発生時の対応について

●対応の概略

- ・的確な状態の把握（意識レベル、発作、バイタルチェック等）をいたします。
- ・かかりつけの病院又は嘱託医への連絡をいたします。
- ・ご家族様へのご連絡をいたします。
- ・緊急の場合は119番に電話し救急搬送をいたします。
- ・職員が救急搬送に同行し病院で既往歴等状態を説明いたします。

7.施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- ①契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散命令又は破産開始決定を受けた場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の減失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥本契約が解約された場合

(1)ご契約者からの退所の申し出(中途解約・即時解除)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- ⑥ 契約者の居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合(即時解約)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

なお、事業者が、本契約を解約した場合、事業者は、解約時点におけるご契約者の身元引受人、親族、経済状況、精神状態及び健康状態等、諸般の事情を考慮し、ご契約者に対し、居室の明渡を相当期間猶予することができるものとします。なお、当該明渡猶予を行うに当たっては、介護保険法令の趣旨に反しないよう配慮することとします。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、第7条に定めるサービス利用料金の支払いを2か月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が、連続して三ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

- ⑤ 契約者が、介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ 契約者につき、重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺を犯す危険性が極めて大きいと事業者が判断した場合
- ⑥ 故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないと事業者が判断した場合
- ⑧ 身体的又は精神的疾患もしくは欠陥のため、施設での生活に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合
- ⑨ 集団感染のおそれが強い疾患に罹患し、治療が功を奏しない場合
- ⑩ 建物又は共同施設等を故意に滅失・破損させた場合
- ⑪ 契約者が7日以上行方不明となった場合
- ⑫ 契約者が破産手続開始決定、民事再生手続開始決定を受け、または財産の差し押さえを受けた場合
- ⑬ 定めた届出義務を怠った場合
- ⑭ その他本契約書、もしくは別途定める入居規約等の禁止及び制限事項に違反した場合

8.身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人を1名お願いします。身元引受人はご契約者と連帯して、当施設との契約により生じる契約者の老百万円を極度額として債務を負担していただきます。

また、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合、身元引受人に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引き渡しにかかる費用については、ご契約者、又は身元引受人にご負担いただきます。

9.苦情の受付について

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

【職名】 生活相談員 TEL：860-6322

- ・解決責任者である施設長に直接申し出ることもできます。
- ・第三者委員に直接申し出ることもできます。
- ・また、苦情受付ボックスを1階に設置しています。

○記録と報告

- ・受け付けた要望等は、受付担当者から解決責任者である施設長、関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努めます。
- ・第三者委員への報告を原則としますが、申し出の方で第三者委員への報告を拒否される場合は報告をしませんので、その旨を用紙にご記入ください。匿名の手紙、電話等による要望等はすべて第三者委員へ報告します。

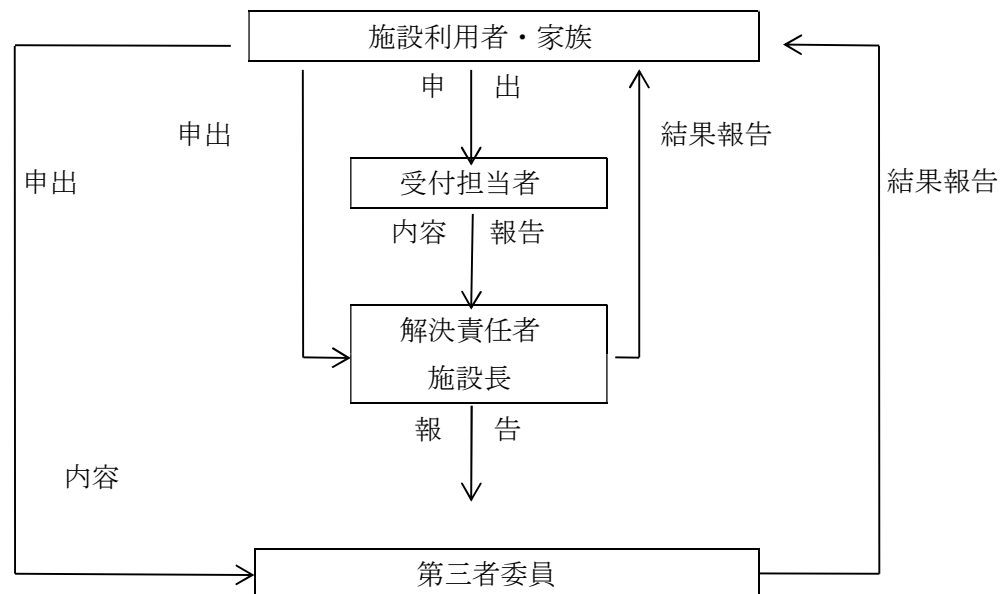
○通知

- ・受け付けた要望等は、解決責任者より所定の用紙により申し出人へ通知します。

(2)行政機関その他苦情受付機関

長崎市 高齢者すこやか支援課 所在地： 長崎市魚の町4-1 (11階) 電話番号： 095-829-1146 受付時間： 月～金曜日 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会 所在地： 長崎市今博多町8番 電話番号： 095-826-1599 受付時間： 月～金曜日 9:00～17:00
長崎県社会福祉協議会 所在地： 長崎市茂里町3番24号 電話番号： 095-842-6410 受付時間： 月～金曜日 9:00～17:00

苦情処理のイメージ図



重要事項説明書付属書類

1：施設の概要

(1)建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階

(2)建物の延べ面積 2571.55㎡

(3)併設事業

当施設では、次の事業を併設しています。

[介護老人福祉施設エルダーみずほ]平成12年8月1日指定

長崎県 4270102009号 定員50名

2：職員の配置状況

*介護老人福祉施設と一体のサービスを提供しています。

〈配置職員の職種〉

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護・介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。

管理栄養士・・・栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事提供を行っています。1名の管理栄養士を配置しています。

医師・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師を配置しています。

3：サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から5年間するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を、法令に基づく場合及び正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の身体等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4：施設利用の留意事項

○当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品、その他壊れやすい物、鉄砲、刀剣類、はさみ、ナイフ、火器、花火、爆発類、発火又は引火しやすいもの、ペットその他、施設の利用にあたり不相当と思われるものはお持ち込みできません。

(2)面会

面会時間 9：00～20：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。事前にご連絡いただき来所される場合は、その限りではありません。

※なお、来訪される場合、制限品の持ち込みはご遠慮ください。

(3)施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代

価（原状回復費用相当額）をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○事業所は病の流行、感染症の拡大等により、利用者や職員等の健康に悪影響が生じる可能性がある場合には、利用者に対する予防措置等の指示や行動制限、関係者の面会中止・制限等の対策を取ることができます。利用者や関係者がこの指示に従わない場合、事業所はサービスの提供をお断りする場合があります。

(4)喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。※施設内での火の使用はできません。

5：損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

個人情報に関する基本方針

社会福祉法人実寿穂会（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いを行うとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的の範囲内で利用します。なお、法令に基づく場合は、この限りではありませんが、可能な限り、ご本人様の同意を得られるよう努めます。
- ②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ①法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（法人本部：電話095-860-6320）までお問い合わせください。

4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する方針は、当法人のホームページで公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。（施設 URL <http://mizuhokai.jp>）

令和2年7月1日
社会福祉法人 実寿穂会
理事長 福島 卓

個人情報の利用目的

社会福祉法人実寿穂会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者へのサービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的
 - ① 施設が利用者等に提供するサービス
 - ② 事務費額決定事務
 - ③ サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者のサービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 施設が利用者等に提供するサービスのうち
 - ・ 居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習・ボランティア活動への協力

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

令和2年7月1日
社会福祉法人 実寿穂会
理事長 福島 卓
介護短期入所生活介護
エルダーみずほ
施設長 福島 玉美

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私（および家族）は、社会福祉法人実寿穂会が、私および、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) 活動記録写真等については広報誌、ホームページへの記載、ボランティア団体への提供
- (8) その他サービス提供で必要な場合
- (9) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合
- (10) 防犯カメラによる共有スペースの監視の記録。モニターや画像の録画装置及び記録した媒体は、施錠のできる事務室内に保管するとともに、保管期間は、おおむね30日間とし、保管期間終了後は廃棄するものとする。
- (11) 服薬管理等を行う上でバイタルチェック、服薬状況等の情報を薬局へ提供

注・・・同意を除外する項目

上記の利用目的の内（ ） _____
については同意を除外するものとする。

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外は利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報の方針等・加算料金表（別添①）の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 エルダーみずほ

生活相談員

説明者職名

氏名 今里 賢司 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報の方針等・加算料金表（別添①）の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

本 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者 _____ 印（続柄 _____）

代行した理由 _____

ご 家 族 住 所 _____

（主介護者）

氏 名 _____ 印（続柄 _____）

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

下記の加算に関して、当事業所が要件を満たした場合に加算されます。

○夜勤職員配置加算（Ⅰ）：13単位／日

夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準を1以上上回っていること
定員30または51人以上であること

○サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：18単位／日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60以上であること。

○看護体制加算（Ⅰ）：4単位／日

常勤の看護師を1名以上配置していること。

○看護体制加算（Ⅱ）：8単位／日

看護職員の数が、常勤換算方法で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。

特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又は端数を増すごとに1以上であり、かつ特別養護老人ホームの置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。

短期生活介護事業所の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。

○送迎加算：184単位／日

利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合

○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数の8.3%加算

厚生労働省の定める基準に適合した場合。

○特定処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数の2.7%加算

厚生労働省の定める基準に適合した場合。

○介護職員等ベースアップ等支援加算：所定単位数の1.6%加算

厚生労働省の定める基準に適合した場合。